

市長定例記者会見資料



令和5年11月28日		
所 属	道路整備担当	地域産業課
所属長	堀田 諭	山下 秀樹
電 話	06-6489-6493	06-6430-9750

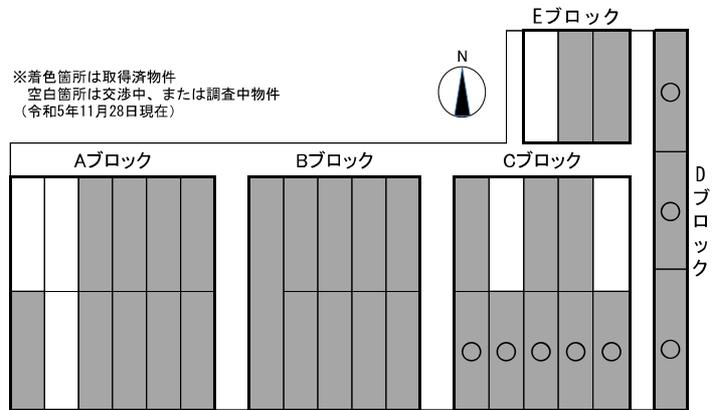
旧かんなみ新地の土地建物取得に係る取組経過と利活用について

尼崎市では、旧かんなみ地域の環境改善のため、令和4年6月から、土地建物を取得し更地にして売却する計画を進めているところですが、全ての区画を取得するには、所有者不明物件にかかる調査や相続手続き等に今しばらく時間を要することから、一区画まとめて取得できた建物については解体し、部分的に取得できた建物については、エリアイメージの改善につながるよう、創業支援を目的としたチャレンジショップとして当面の利活用を計画しています。

※なお、本取り組みは令和5年12月に開会する市議会定例会において、予算が可決された場合に実施します

1 現在の土地建物取得状況

- ・土地建物権利者ベース
18人/23人（78%）
- ・建物区画ベース
31区画/37区画（83%）



2 Bブロックの建物解体について

Bブロックは、全て取得できたため、建物の解体工事に向けて手続きを行っています。令和6年1月に工事に着手し、3月には解体後の更地部分でのアスファルト舗装や車止め設置工事を完了させ、広場として利活用を図る予定です。

3 C、Dブロックの利活用について

Cブロックについては、土地建物の取得に時間を要することから、まちのイメージ改善及び創業支援のため、Dブロックと合わせて既存建物（図○印）を暫定的に店舗として貸し出しを行います。令和6年4月に事業者公募を行い、準備が整い次第、店舗利用を開始します。

4 A、Eブロックについて

A、Eブロックには、交渉中の権利者がいるため、引き続き取得に向けた交渉を進め、取得後にはブロック単位で解体を行う予定にしています。

以 上